

様式第1号

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書（一般・特定）

（宛先）岡崎市 長

令和 年 月 日

申請者	（ふりがな） 氏名		生 年 月 日（年齢）	
夫	（ ）		昭和 平成 年 月 日（ 歳）	
	住所			
妻	（ ）		昭和 平成 年 月 日（ 歳）	
	住所	夫に同じ		
電話（日中、連絡のとれる番号をご記入ください）	- -			
過去に不妊治療費の補助金を受けたことがありますか <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> ある（一般・特定・男性不妊）				
補助金を受けた自治体は（一般）岡崎市・市町村 （特定）岡崎市・都道府県・市 （男性不妊）岡崎市・都道府県・市				
初回の特定不妊治療費補助金を受けた後に、出生したことがありますか <input type="checkbox"/> ない ・ <input type="checkbox"/> ある ・ その他（ ）				
領収金額計		申請額（男性不妊治療分除く）金 _____ 円		
金 _____ 円（男性不妊治療分除く）		申請額（男性不妊治療分） 金 _____ 円		
金 _____ 円（男性不妊治療分）		申請額合計 金 _____ 円		
振込先	金融機関の名称	銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	預金種別	普通当座	口座番号	支店番号
	（ふりがな） 口座名義人	左詰で記入		
関係書類を添えて不妊治療費補助金の交付申請兼実績報告をします。 なお、不妊治療費補助金交付に係る別紙（裏面）説明書の事項について全て同意します。				
夫 _____				
夫及び妻が自署又は記名押印すること。				
妻 _____				

処理欄

決定年月日	承認・不承認 年 月 日	受給者番号	
交付決定額	_____ 円		
助成歴治療開始年月日	年 月 日（ 歳時）		
一般 1年度目 年度 _____ 円	特定 助成歴（ 回）		
2年度 年度 _____ 円	【43歳までに 3回 / 6回】		
3年度 年度 _____ 円			
婚姻・事実婚	婚姻・事実婚		
在住期間	申請時住民		

受付印



補助金交付の審査のために必要な次の事項の閲覧に関する説明書

補助金を交付するのに必要な要件を確認するため、次の事項について閲覧します。
なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。
住民基本台帳・市内に住所を有すること及び夫婦であることを確認します。

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この補助金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1 夫婦当たりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この補助金の以前の受給状況を確認することがありますので御承知置きください。また、転出された場合、他の自治体から照会があったときは本市の受給状況を回答します。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

一般不妊治療費助成事業の申請の場合

その他医療費助成に関する説明書

加入されている健康保険組合等によっては、独自に医療費を助成する制度がある場合がありますので、加入されている健康保険組合等の保険者へ確認することがあります。また、支給を受けたことが、申請時以降に確認できた場合、補助金の返還を求めることがありますので御承知置きください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

母子健康手帳の交付状況の確認および報告を行うことに関する説明書

母子健康手帳の交付の有無について総計として把握し、愛知県へ報告します。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守します。

特定不妊治療費助成事業の申請の場合

治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過について、(社)日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、我が国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目	
〔報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。〕	
治療から妊娠まで	妊娠から出産まで
(1) 患者(女性)の年齢	(4) 妊娠・出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	

(申請時添付書類等)

不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第 2 号の 1 又は様式第 2 号の 2) 医療機関発行の領収書とそのコピー 【婚姻等証明書類：該当者のみ】 申請者が市外に居住している場合または、事実婚の場合は戸籍謄本又は戸籍抄本(夫婦それぞれの戸籍内容が分かるもの) 事実婚関係に関する申立書(様式第 3 号) 婚姻証明書若しくは領事館、大使館、本国等が婚姻を証明する公的な書類	【特定不妊治療費補助回数リセット証明書類：該当者のみ】 特定不妊治療費の補助を受けた後、出産に至ったことを証明できる書類(戸籍謄本等) 特定不妊治療費の補助を受けた後、妊娠 12 週以降に死産に至ったことを証明できる書類 (母子手帳・死産届の写し・火葬許可証等) 【新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した夫及び妻の所得額の証明書類：該当者のみ】 課税証明書(必要となる年度はお問い合わせください) パスポート(海外に居住していた方のみ)
---	---